

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	本事業は、女性を主とする障がい者を対象に、カエル養殖やナマズ養殖、キノコ栽培等の生産活動に必要な技術の研修を通して小規模起業を支援し、自立を促進することを目的とする。また、対象地域にて、障がい者の直面する課題や障がい者の権利に関する啓発活動を行うことにより、地域住民の障がい者に対する理解を促進する。さらには、ラオスの障がい当事者団体と協働して事業を実施し、能力強化や経験の蓄積を図ることで、将来的に障がい当事者団体が主体となって障がい者支援事業を実施できるような体制を構築する。 This project aims to promote self-reliance of persons with disabilities, particularly for women with disabilities in remote area of Lao P.D.R. through income generating activity, promoting their rights and empowering Disabled People' s Organization.
(2) 事業の必要性 (背景)	(ア) ラオスにおける女性障がい者の現状とニーズ 2015 年にラオス計画投資省が実施した国勢調査によると、ラオスの障がい者数は、5 歳以上の人口約 580 万人の 2.8%にあたる約 16 万人とされている。当会が先行事業で実施した、地方に住む障がい者約 1,000 人へのインタビューでは、7 割を超える障がい者について、障がいのない人に比べて就労機会が限られていることがわかった。また、国連に拠ると、ラオス全土の女性の就業率は 35%と低く、地方における女性障がい者の就学率は更に低くなるものと予想される。 ラオス政府は 2009 年に国連障害者権利条約を批准し、2019 年 4 月には障がい者の権利に関する法律が施行された。これを受け、ラオス労働社会福祉省において障がい者支援を管轄する国家障がい者高齢者委員会による全国的な普及活動が予定されているものの、交通アクセスの難しい地方において、障がい者がその効果を享受するまでには時間を要することが予想される。こうした状況から、地方都市に住む障がい者、特に女性障がい者が、障がいがあっても社会の一員として自立した生活を送るようになるためには、就業機会の創出や就業のための技術訓練の機会の提供が必要である。 このように、障がい者の社会参加が限られている中で、ラオス政府や国際 NGO とともに障がい者支援に関わり、ラオスの障がい者支援の中心的な役割を担っているのが、国内最大の障がい当事者団体であるラオス障がい者協会(The Lao Disabled People' s Association, 以下 LDPA)である。本事業では、LDPA 本部監督の下、本事業対象地域を担当する LDPA 県支部と協働して支援事業を実施し、同県支部職員の能力強化や経験の蓄積を図ることで、将来的に LDPA 県支部が担当する地域における障がい者支援事業を主体的に実施できるような体制の強化を目指す。 (イ) 事業地、事業内容の選定理由 本事業の対象地は、LDPA との協議の結果、USAID や Humanity & Inclusion、World Education など、国際機関や他国際 NGO が活動する地域との重複を避けた上で、障がい者への生計支援が実施されていないウドムサイ県およびサヤブリー県を選定し、女性を主とする障がい者が

地域社会の中で自立した生活を送れるよう、カエル／ナマズ養殖やキノコ栽培などの生産活動に必要な技術の研修を通じた小規模起業支援を開始した。

① これまでの成果

本事業の対象となる受益者を選定するために、障がいの程度や家族の支援体制、小規模起業に取り組む意思などを確認する質問票に基づいて障がい者とその家族へのインタビューを実施し、80名の障がい者を受益者として選定した。

2019年2月から3月にかけて、3日間のキノコ栽培研修を、対象2県3郡において計6回実施した。研修では、聴覚障がいや知的障がいのある参加者でも理解しやすいよう、写真を多用した資料や教材を用い、キノコ栽培パックを実際に作成する実践研修を取り入れるなど、参加者が内容をより深く理解できる工夫を行った。その結果、研修前にはキノコ栽培の知識や経験がなかった参加者も、研修後に実施したキノコ栽培の知識に関する理解度テストでは8割以上の正答を得ることができた。研修後、キノコ栽培に必要な資材を、各郡の労働社会福祉事務所およびLDPA県支部職員の管理の下、受益者に配付した。キノコ栽培研修に参加し栽培用資材を受け取った受益者80名のうち79名が、それらの資材を用いて各自でキノコ栽培パックを作製し、栽培小屋や自宅の隅に設置した栽培スペースで生産活動を開始した。

受益者による生産活動の開始後は、生産活動が問題なく実施されるよう、当会およびLDPA県支部がモニタリングを実施し、栽培方法や水やり、湿度の管理方法など、必要に応じて指導を行った。また、広告用のポスターを作成し村役場に掲示したほか、受益者にも配付した。受益者は各自で販売活動を行い、17名の受益者が収穫開始から約1ヵ月（5月末時点）で427,000LAK（50ドル相当）の収益を得ている。5月末までに、多いところでは60kgのキノコが収穫され、一人あたり1,170,000LAK（137ドル相当）の売り上げを得た。

2019年5月、カエル／ナマズ養殖研修に先立ち、養殖用の池づくりに必要な資材を各郡の労働社会福祉事務所およびLDPA県支部職員の管理の下、受益者に配付した。配付後、当会およびLDPA県支部職員が受益者宅を巡回し、池づくりの説明を行った。2019年6月中旬より、各郡の農林局の講師を招いて、カエル／ナマズ養殖研修を実施している。

加えて、第1年次では、小規模起業にかかる研修の実施からモニタリングまでの全工程における作業について、当会とLDPA県支部職員が協働して実施し、LDPA県支部職員への技術指導（OJT）を行っている。受益者の選定、研修の実施や受益者のモニタリングなど、各工程の作業に当会とLDPA県支部職員が共同で取り組み、必要に応じて指導を行った。一方で、LDPA県支部職員が主に受益者のデータを管理し、受益者や政府関係局との連絡調整の役割を担当することで、各県支部が管轄する地域の障がい者や地方政府との関係構築を促進した。

② これまでの課題と対応策

本事業の受益者は、これまでに周辺住民と共同でキノコ栽培やカエル／ナマズ養殖などの生産活動を行った経験がなく、資材業者への連絡や大量の資材購入など活動を継続していく上で難しさを感じている。様々な障がいのある受益者がそれぞれ2サイクル目の生産活動を開始するた

	めには、同じ活動を行う受益者との協力や家族の支援が不可欠である。そこで、第2年次は第1年次に引き続き、キノコ栽培やカエル／ナマズ養殖研修に障がい者に加えて家族が参加することを促すとともに、キノコ栽培研修の実施に合わせ配付する栽培用資材について、各県ごとにまとまった量を調達した後、第1年次には配付前に当会職員が行っていたキノコ栽培用資材の分配作業を、第2年次ではキノコ栽培研修の中に取り入れる。これにより、受益者や家族が資材の内容や必要量に関する理解を深めるとともに、他の受益者と共同で分配作業を行うことを通じて、受益者間の協力関係の促進を目指す。また研修では、第1年次の受益者の経験から、グループでまとめて資材を購入したり、仲介人を使って販売したりと、障がいがあってもできることの好事例を紹介するとともに、様々な困難を乗り越えて生産活動を継続している第1年次の受益者を研修に招くなど、経験を共有する時間を設ける。
	●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 本提案事業における小規模起業支援事業は、障がいやジェンダーといった要因から就労機会を得られず貧困下での生活を強いられている女性を主とした障がい者を支援対象としているため、上述のSDGs目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」、目標8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」に沿う活動である。
	●外務省の国別開発協力方針との関連性 本提案事業は、外務省の定める対ラオス人民民主共和国、国別援助方針の重点分野(2)農業の発展と森林の保全における、貧困削減および生計向上のための支援に資する活動である。
(3) 上位目標	対象地域における女性を主とした障がい者の自立が促進される
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	対象地域における女性を主とした障がい者が収入を得るための生産活動を通して、地域社会における相互扶助の人間関係および持続可能な収入サイクルを確立する (今期事業達成目標) LDPA 県支部が主体となって小規模起業支援を実施することにより、対象地域における女性を主とした障がい者が収入を得るための生産活動を通して、地域社会における相互扶助の人間関係を構築するとともに、1生産サイクルあたり 50USD の平均収入を得て、持続可能な収入サイクルを確立する
(5) 活動内容	第2年次は、ウドムサイ県フン郡、サイ郡、サヤブリー県パクライ郡の2県3郡において、女性を主とした障がい者80名への小規模起業支援を実施するとともに、地域住民の障がい者に対する理解を促進するために、障がい者の直面する課題や障がい者の権利についての啓発活動を実施する。また、第1年次に対象となった受益者による生産活動のモニタリングを並行して実施し、必要に応じて助言を行う。第1年次に実施したLDPA 県支部への技術指導をもとに、第2年次ではLDPA 県支部が主体的に実施する生計支援活動の補助を行う。LDPA 県支部への技術指導を継続し能力強化を図るとともに、定期的にLDPA 本部に対して各県に

における活動進捗や LDPA 県支部の課題を共有し、LDPA 本部と LDPA 県支部の効果的な連携の強化を図る。

なお、障がい者が多く居住するウドムサイ県サイ郡は、事業第 1 年次に加え、事業第 2 年次も事業地の対象とする。

(ア) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修(カエル養殖／ナマズ養殖)

(1-1) 対象となる 2 県 3 郡において、80 名の女性を主とした障がい者を対象にカエル／ナマズ養殖研修を実施する。本事業は、農村部において、男性に比べ就労の機会が限られている女性障がい者を主な対象とするが、コミュニティ内での不均衡を避けるため、同様に就労の機会がなく支援を受けられずにいる場合は、男性障がい者も対象者として選定する。

(1-2) 各対象県にあるラオス農林省県支部もしくは同省郡事務所の講師を招き、2 日間のカエル／ナマズ養殖研修を村役場にて実施する。ビデオによる池づくりの説明、写真を使った資材や養殖方法の説明など、文字による説明を理解することが難しい受益者でもわかりやすい研修教材を作成するとともに、介助者として受益者の家族も研修の対象とすることで、移動の難しい障がい者が研修に参加することを可能にするだけでなく、研修後に自宅で生産活動を行う際に家族が適切に支援するために必要な技術に関する理解を促進する。研修内容や供与する資材、配付方法などは第 1 年次と同様だが、第 2 年次では、研修計画から生産活動のモニタリングまでの全工程の作業を LDPA 県支部職員が主体となって実施し、当会はそのサポートを行う。

なお、養殖活動に必要な資材については、当会から LDPA 県支部に供与した後、県支部職員の管理のもとで受益者に配付する。配付時には、配付された資材が受益者によって正しく活用されるよう、当会、LDPA、受益者および村長の間で合意書を結ぶ。

(1-3) 研修実施および資材配付後に、研修参加者が行う生産活動について、以下の項目を重点的に確認し、モニタリングを行う。本項目は、後述のキノコ栽培においても同様である。

- ① 習得した知識や技術の定着、実践状況をモニタリングし、問題がある場合には、必要に応じて講師に助言を仰ぐ。
- ② 市場調査を行い、適正販売価格をアドバイスするとともに、収支が適切に帳簿記録されるかを確認し、必要に応じて指導する。
- ③ 次期生産サイクルで使用する資材の適正購入価格や発注方法など、受益者が生産活動を継続するために必要な情報提供や補助を行う。
- ④ 第 1 年次の受益者に対して 4 ヶ月に一度モニタリングを実施し、生産活動の実施状況を確認するとともに、必要に応じて指導する。

【変更点】

第 1 年次および 2 年次の受益者が行う生産活動についてのモニタリング項目③および④に際し、障がい者が生産活動を継続的に実施していくことができるよう、より効果的に働きかけることを目的とし、障がい分野での知見と経験を有する専門家を派遣し、モニタリングを実施する当会職員および LDPA 県支部職員への指導を行う。

(1-4) 受益者が広い販売網を確保し、生産活動を継続するために必要な利益を得ることができるよう、受益者による生産活動を知らせる広告用のポスターを作成し、村役場や市場などに掲示するとともに、受益者にも配付する。

(イ) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修(キノコ栽培)

(2-1) (ア) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修(カエル養殖／ナマズ養殖)で選定した受益者 80 名を対象に、3 日間のキノコ栽培研修を実施する。第 1 年次と同様に、聴覚障がいや知的障がいのある参加者でも理解しやすいよう、写真を多用した資料や教材を用い、キノコ栽培パック作製の実践研修を取り入れるなど、参加者が内容をより深く理解できる工夫を行う。カエル／ナマズ養殖研修同様に、介助者として受益者の家族も研修の対象とすることで、移動の難しい障がい者が研修に参加することを可能にするだけでなく、研修後に自宅で生産活動を行う際に家族が適切に支援することができるよう、技術に関する理解を促進する。また、キノコ栽培に必要な資材の分配作業を研修内容に盛り込むことで、生産活動で実際に使用する資材量に関する理解を深める。キノコ栽培に必要な資材は、当会から LDPA 県支部に供与した後、LDPA 県支部職員の管理のもとで受益者に配付する。カエル／ナマズ養殖と同様、配付時に当会、LDPA、受益者および村長の間で合意書を結ぶ。生産開始から約 1.5 ヶ月でキノコの収穫が始まり、キノコ栽培用ビニール袋の養分が切れるまでの約 3.5 ヶ月間、収穫が継続して行われる。収穫したキノコは、各受益者が自宅や近くの市場で販売する。

カエル／ナマズ養殖と同様に、当会のサポートの下、小規模起業研修にかかる全工程の作業を LDPA 県支部職員が主体となって実施する。

(2-2/2-3) 研修実施後のモニタリングにおいては、キノコ栽培パックの管理方法や栽培小屋の湿度が適正に保たれているかなど、重要項目のチェックリストを作成して記録するとともに、販売促進活動においても、上述(ア)女性を主とした障がい者への小規模起業研修(カエル養殖／ナマズ養殖)と同様に実施する。

【変更点】

キノコ栽培研修については、参加者の理解を深めるため、キノコ栽培に必要な資材の分配作業を盛り込んだ実践研修を重点的に 2 日間行い、1 日の講習と合わせて 3 日間の研修を行う。

(ウ) 障がい者権利啓発活動

(3-1) 本事業の受益者が地域の支援を得て生産活動を続けていくためには、障がいや障がい者の権利に関する地域住民の理解が不可欠となることから、各郡の労働社会福祉事務所や村長、村役場職員など、受益者の生活に直接かわる行政職員、計 100 名を対象に、LDPA 本部の障がい者権利啓発部門職員による 2 日間の障がい者の権利啓発ワークショップを実施する。ワークショップでは、国連障害者権利条約の説明に加え、補助器具の利用体験を通して、障がい者の社会参加を妨げている環境や考え方、ひいては障がい者の社会進出に必要となる障がい者の権利や社会が提供すべき支援について、参加者の理解を促進する。また、

2019 年 4 月にラオスにおいて施行された障がい者の権利に関する法律の説明も盛り込み、現在のラオスにおけるインクルーシブな社会の実現に向けた取り組みを紹介する。加えて、障がい者が直面するバリアを取り除くために、地域でどのようなことができるかを考えるセッションも盛り込むことで、将来的に地域一丸となってインクルーシブな社会の構築に向けて取り組む体制が整うことを目指す。ワークショップの最後にはテストを実施し、参加者の理解度を確認する。

【変更点】

2 年次から活動対象地となるサヤブリー県パクライ郡およびウドムサイ県フン郡の 2 郡におけるワークショップの実施を想定していたが、1 年次に続き活動を継続するウドムサイ県サイ郡も加えた計 3 郡で実施する。

また、ワークショップ対象者として、各郡における労働社会福祉事務所職員、および本事業対象となる村の村長などを含む各郡 20 名、2 郡計 40 名を想定していたが、2 年次では、ワークショップ実施後に各機関内において情報が広く共有・理解されるよう、各郡労働社会福祉事務所および各村役場など各機関から 3-5 名、3 郡において計 100 名の参加を呼び掛ける。

(3-2) 本事業の受益者とその家族、また地域住民を招き、各郡や村において啓発イベントを行う。イベントでは、受益者による生産活動の成果や、これまでに直面した課題、生産活動を通して気づいた変化などを発表し合うことで、受益者とその家族が生産活動に関する知識や経験を深め、障がいの種別や程度に関わらず、支え合いながら生産活動を継続できるよう、協力関係を促進する。また、地域住民を含む参加者が協働して料理や音楽などのグループ活動を行うことで、地域における協力関係を強化する。

【変更点】

受益者が本事業後も生産活動を通じて地域社会で自立した生活を送るためには、受益者やその家族、および地域住民が地域の中で支え合う人間関係を築くことが必要であることから、政府関係者等を対象にした啓発ワークショップに加えて、障がい者やその家族、および地域住民を対象にした啓発イベントを実施する。

(エ) LDPA 県支部の強化、ならびに LDPA 本部との情報共有

(4-1) 第 1 年次に当会が LDPA 県支部職員に行った受益者選定や研修実施などに関する技術指導をもとに、LDPA 県支部が主体となって小規模起業研修を実施する。当会と LDPA 各県支部の月例会合において、LDPA 県支部が作成した研修計画や活動スケジュール案をもとに活動計画を協議する。研修やモニタリングの実施に際しては、当会職員が LDPA 県支部職員に同行し、必要に応じて補助する。

また、LDPA 本部と LDPA 県支部の情報共有のために、事業期間を通して LDPA 県支部が月間報告書を作成し、事業の進捗状況や課題などを LDPA 本部に共有する。データの集計や分析など、報告書作成に必要な技術については当会職員が引き続き指導を行う。同時に、当会は LDPA

	本部と定期会合をもち、各県における活動進捗や課題の共有を行うとともに、LDPA 県支部から提出された報告書について、LDPA 本部から LDPA 県支部へのフィードバックや指導が円滑に行われるよう、フォローアップを行う。 (4-2) LDPA 県支部は、LDPA が開催する年次会合において、本事業の成果や各県における経験を共有し、事業後の効果的な活動の継続のための LDPA 本部の理解を促進する。年次会合の前には、当会職員から資料作成についての指導を行う。 (4-3) 政府関係各局担当者を招き、事業中間会議および事業終了時会議を開催し、本事業のモニタリングおよび評価を実施することで、政府関係各局の障がい者を対象にした小規模起業支援に関する理解を促進する。事業中間時については、各県において労働社会福祉省や外務省、各県関係局を招いて事業モニタリングを開催し、受益者の生産活動や技術習得の様子を視察するとともに、関係者間で課題への対策を協議することで、改善に向けた関係者間の連携を促進する。本事業終了時には、関連省庁や各県関係各局を招いて終了時会議を開催し、各県における本事業の成果を報告し合うとともに、事業の評価を行う。本事業での経験や本会議で得た助言をもとに、当会から LDPA に対して、事業後の障がい者のための小規模起業支援について、提案を行う。 【変更点】 1 年次事業開始後に労働社会福祉省からの提案を受けて開催した事業中間会議、および実施予定の 1 年次事業終了時会議について、2 年次においても実施する。 直接裨益者：ウドムサイ県、サヤブリー県の女性を主とした障がい者 (80 名)、LDPA 県支部職員 (4 名)、対象地域の行政機関職員および村長、村役場職員などの住民 (100 名) 間接裨益者：障がい者の家族 (500 名)、LDPA 本部職員 (20 名)
(6) 期待される成果と成果を測る指標	<u>(ア) 女性を主とした障がい者が、カエル養殖、またはナマズ養殖に必要な知識を得て、生産活動を継続して実施する</u> 指標①¹：女性を主とした障がい者 80 名が、小規模起業研修に参加し、養殖技術を身につける 指標②²：受益者の 90% が、研修終了後に小規模事業を開始する 指標③³：養殖活動を通して、収入のなかった障がい者が 1 生産サイクル当たり US\$50 の収入を得る 指標④⁴：受益者の 70% が、生産活動の 2 サイクル目を自己投資で行う 【確認方法】 研修参加表、研修理解度テスト、現場モニタリング、養殖チェックリスト、収支表確認

¹ 当会が過去に実施した事業では、1 年間に平均 100 名を対象に研修を実施した。事業対象地をアクセスが難しい地方に設定したことで、および生産活動の継続性を強化するために 2 種類の生産活動に必要な技術研修を実施することから、1 年間の対象者を 80 名とした。

² 当会が過去に実施した事業では、研修に参加した受益者の 90% 以上が生産活動を開始した。本事業においても研修後のモニタリングおよびフォローアップを行うことで、目標値を過去事業と同程度の 90% と設定した。

³ 当会が過去に実施した事業では、受益者の生産活動における平均収入が US\$60 相当であった。本事業でも研修後のフォローアップを重点的に実施することで同程度の収入が得られることを目指すものの、アクセスが難しい地方を対象にしていること、および地方での販売価格が都市と比較して低いことなどを考慮し、目標値を US\$50 と設定した。

⁴ 当会が過去に実施した事業では、ナマズ/カエル/コオロギ養殖およびキノコ栽培の生産活動を開始した受益者の 69% が 2 サイクル目の生産活動を継続した。本事業においては、生産活動のための資材調達が比較的難しい地方を対象にしているものの、生産活動の継続性を強化するために 2 種類の生産活動に必要な技術研修を実施することから、目標値を過去事業と同程度の 70% と設定した。

	<u>(イ) 女性を主とした障がい者が、キノコ栽培に必要な知識を得て、生産活動を継続して実施する</u> 指標①⁵：女性を主とした障がい者 80 名が、小規模起業研修に参加し、栽培技術を身につける 指標②⁶：受益者の 90%が、研修終了後に小規模事業を開始する 指標③⁷：キノコ栽培活動を通して、収入のなかった障がい者が 1 生産サイクル当たり US\$50 の収入を得る 指標④⁸：受益者の 70%が、生産活動の 2 サイクル目を自己投資で行う 【確認方法】研修参加表、研修理解度テスト、現場モニタリング、栽培チェックリスト、収支表確認 <u>(ウ) 地方行政ならびに地域住民が、障がい者の権利および障がいについての理解を深める</u> 指標①⁹：障がい者の権利に関するワークショップを実施し、地方行政機関職員を含む周辺地域住民 100 名が障がい者の権利を理解する 指標②¹⁰：ワークショップ後のテストで、参加者の 70%が合格点をとる 指標③¹¹：2 県 3 郡にて受益者とその家族、地域住民を対象に生産活動発表会イベントを 6 回開催し、170 名が参加する 【確認方法】ワークショップ事後テスト、イベント参加表 <u>(エ) LDPA 県支部の能力が強化され、LDPA 本部との連携が深まる</u> 指標①：月ごとに、LDPA 県支部が LDPA 本部に活動報告書を提出する 指標②：事業 2 年次終了時に、LDPA 県支部が LDPA 本部管理職および労働社会福祉省本部職員に対して、完了報告会を実施し、両者から活動内容へのフィードバックを受ける 【確認方法】報告書確認、LDPA 活動報告会モニタリング
(7) 持続発展性	<u>事業の持続性</u> 本事業では、受益者が 1 年を通して生産活動を実施し、その収益を使って生産活動を継続していくことができるよう、2 種類の生産活動を組み合わせた生産サイクルの指導を行う。 また、本事業の第 1 年次では、小規模起業支援の全工程の作業を当会職員と LDPA 県支部が協働して実施することにより、LDPA 県支部の技術指導を行っている。第 2 年次においては、LDPA 県支部が主体となって小規模起業研修を実施することにより、さらなる能力強化に取り組む。

⁵ 脚注 1 と同様。

⁶ 脚注 2 と同様。

⁷ 脚注 3 と同様。

⁸ 脚注 4 と同様。

⁹ 各郡における労働社会福祉事務所および村役場などの各機関から少なくとも 2 名が参加することで各機関内で情報が共有されることが期待されるが、可能な限り多くの参加を働きかける。第 1 年次の事業対象地域の情報を参考に、3 郡事務所および全 24 村の村役場を対象とすることを想定し、各機関から 3-5 名の参加を見込み、指標を 100 名と設定した。

¹⁰ 当会が他地域において実施した障がい啓発活動では、事後テストにおける正答率が 85%であった。本事業で実施するワークショップは法律に重点をおいたより難解な内容であることから、参加者が障がい者の権利に関するワークショップを理解したといえる基準として、目標値を 70%と設定した。

¹¹ 本事業では 70%の受益者が生産活動を継続することを目標としており、本イベントへも同様に、受益者およびその家族の 70%に相当する約 110 名の参加を目指す。また、脚注 9 と同様に、3 郡事務所および全 24 村の村役場、各機関から 2-3 名約 55 名の参加を見込み、指標を計 170 名と設定した。

	これにより、事業終了後には LDPA 県支部が、担当する地域において希望する障がい者に対して小規模起業支援にかかる研修を実施していくことができる体制を整備する。 事業の発展性 本事業では、地方都市において、資材業者へのアクセスの難しさや地域社会の障がいに関する理解の低さから生じる様々な障がいのある受益者が生産活動を継続していくことができるよう、資材の共同購入や協力関係を促進する。受益者が各自で生産活動を実施していく中で、こうした相互扶助の関係が深まっていくことが期待される。 本事業の 1 年次および 2 年次終了時には、LDPA 県支部から LDPA 本部への活動報告を行い、小規模起業支援の手法や成果を共有することにより、LDPA 本部による小規模起業支援への理解を促進する。それにより、同県支部が管轄する地域に居住する障がい者への支援を展開していくことを目指す。 また、事業の中間時および終了時に、本事業のカウンターパートでありラオスにおける障がい者支援を管轄するラオス労働社会福祉省国家障がい高齢者委員会、同省県支局や他関連省庁に対し活動報告をするとともに、事業の評価を行う。これにより、障がい者を対象にした小規模起業支援の理解が広がり、同省が管轄する他 NGO の活動へも取り入れられることが期待できる。 事業終了から 3～4 年後における持続発展性の確認方法 ① 本事業受益者の状況：本事業受益者が、家族や他受益者、その他地域住民との協力により、キノコ栽培やナマズ養殖などの収入を得るための生産活動を実施している。(確認方法：LDPA 県支部を通じた受益者への聞き取り) ② LDPA 県支部の活動状況：本事業受益者の生産活動などについて、必要に応じて技術的な助言や支援を行っている。(確認方法：LDPA 県支部への聞き取り)
--	---

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)